

京都市障害者施策推進審議会

市民公募委員を募集します！

本市では、障害者基本法に基づき、本市における障害のある方に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項を調査審議するため、「京都市障害者施策推進審議会」（以下、「審議会」という。）を設置しており、障害者施策の実施に当たり、障害のある方その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めております。

この度、本市障害者施策について、市民の皆様から幅広く御意見をいただき、施策を推進するため、市民公募委員を募集しますので、ぜひ御応募ください。

募集人数 1名

募集期間 令和8年5月20日（水）から6月5日（金）まで

※必着

応募・お問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 分庁舎4階

京都市 保健福祉局 障害保健福祉推進室 企画担当

TEL：075-222-4161 FAX：075-251-2940

Eメール：syogai@city.kyoto.lg.jp



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

発行：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（令和8年5月発行）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎4階

TEL：075-222-4161 FAX：075-251-2940

京都市印刷物 第080888号

1 応募資格

次の全てを満たす方

- (1) 京都市内に居住又は通勤、通学する方
- (2) 年齢18歳以上の方（令和8年4月1日現在）
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 日本語での会話（※）が可能な方（ただし国籍は問いません。）
※ 手話通訳や要約筆記、点字資料の提供等の合理的配慮を行います。
- (5) 本市の他の審議会に2つ以上、市民公募委員として参画していない方
- (6) 原則として、平日の日中に開催される審議会に出席できる方（概ね年2回程度）
- (7) 過去に本審議会に通算6年以上委員として在籍していない方

2 委員就任の期間

令和8年6月26日から令和10年6月25日まで

3 委員の仕事

京都市障害者施策推進審議会に出席し、関係機関や関係団体からなる他の委員とともに本市の障害者施策のための議論に参加していただきます。

なお、審議会は概ね年2回程度（平日の日中）開催の予定で、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣、点字の会議資料等を御用意いたします。また、審議会に御出席いただいた際に、委員報酬をお支払いします。

4 応募方法

次の書類を郵送又はFAX、Eメールにより提出してください。

- (1) 市民公募委員応募用紙
- (2) 作文（800字以内、様式自由）
テーマ「障害のある人の自立や社会参加への支援について考えること」

5 募集期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月5日（金）まで（必着）

6 選考方法

応募動機が明快かつ妥当であるか、テーマに強い意欲や関心が感じられるか等を踏まえ、選考を行います。なお、選考結果については応募者全員に通知いたします。

7 応募・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎4階
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 企画担当

TEL：075-222-4161 FAX：075-251-2940

Eメール：syogai@city.kyoto.lg.jp